

☆完了検査申請のお知らせハガキについて

現在、横須賀土木事務所まちづくり・建築指導課では、建築物等の完了予定日後、一定期間経過しても完了検査の申請がなされていない建築主の方を対象に、完了検査申請書の提出についてのお願いのハガキを郵送しています。

すでに検査を受けられた方（受けられる予定の方）で、前後してハガキが送付されてしまった方につきましては、行き違いですのでご容赦の程よろしくお願いいたします。

検査の結果、法令の基準に適合していれば、建築主に検査済証が交付されます。検査済証は、将来建築物を売買したり、増改築する場合などに大切な書類となりますので、確認済証の関係書類とあわせて大事に保管してください。

建築確認を受けた建築物については、工事完了後、横須賀土木事務所の建築主事または民間の指定確認検査機関の検査を受けなければならないこととなっています。

なお、完了検査申請書は工事完了後4日以内に提出いただくようお願いします。（設計・工事等を依頼した建築士事務所等に申請手続を委任することもできます。）